

相続専門税理士が教える

採めない遺産の残し方



税理士法人レディング

(愛知県名古屋市区)

木下勇人代表(37)

はじめまして。名古屋の相続専門の税理士法人レディングの代表を務める木下と申します。監査法人トーマツ時代に資産税部門に配属志願し、今年、公認会計士歴10

関わるあらゆる方の支援を行ってまいりました。今回から「相続専門税理士が教える」に、密接な関係にあります。そのため、贈与していただくこととなります。ど

ずれも同じ相続税法に定められているように、密接な関係にありません。想いを込めて贈与を行っていても、贈与が成立していないと、相続税が課税されてしまいます。

年、資産税歴10年を迎えます。その間、会社オーナーさま向けの相続・事業承継対策として組織再編、株価対策の支援、不動産オーナーさま向けの相続対策として土地活用、生前贈与、遺言、納税資金対策の支援、そして、サラリーマン向けの相続・争族対策まで。「相続」に

贈与された孫が知らない名義預金は課税対象に

た夫婦であれば、感謝の気持ちを込めて自宅

うぞ、よろしくお願います。第一回のテーマは、

されるケースが多くあります。「あげるね、

では、確実な「贈与」の贈与がおすすめで

想いを伝える「贈与」です。相続税大増税時代の前に、生前対策の

もうらうね」という双方の意思があって初めて贈与契約が成立します。祖父母が、祖父母

て課税されないためには、どうすればよいの活用して、「争族」でしょうか。一番の方から「想族」へ。

一つとして、「贈与」のニーズが高まっています。死後に財産を渡す「相続」、生前に財産を渡す「贈与」、い

取る側の孫に「もうらう

(きのしたはやと) 監査法人トーマツ名古屋事務所に入所後、2009年に「相続専門事務所」を掲げて税理士法人レディングを開業。年間30件以上の相続申告・年間200件以上の相続税相談を行っている。